

現下の雇用失業情勢と 雇用対策について

平成21年3月6日(金)
厚生労働省職業安定局雇用政策課
小川 誠

雇止め・解雇状況

- 各都道府県労働局からの報告（2月）によると、
 昨年10月から本年3月において、期間満了等による雇用調整を実施済み及び実施予定とされたのは、
全国47都道府県、2,316事業所、157,806人となったところ。

（内訳）

・派遣	1,714事業所	107,375人	（68.0%）
・契約（期間工等）	432事業所	28,877人	（18.3%）
・請負	141事業所	12,988人	（8.2%）
・その他	386事業所	8,566人	（5.4%）

雇用保険の加入状況については、
 全体（157,806人）のうち、133,757人について判明し、うち加入者数は132,697人で、加入割合は99.2%であった。

※ 個人が特定できた40,011人について別途個人ベースの集計を行ったところ、離職者数は36,146人、受給資格決定者数は23,559人（離職者数の65.2%）、再就職者数は5,474人（同15.1%）であった。また、被保険者であった期間等から、31,680人（87.6%）が受給資格ありと推定される。

雇用形態別・産業別の集計結果

雇用形態	合計	（人）			
		製造業	運輸業	卸・小売業	その他
派遣	107,375				
	合計				
期間満了	48,238	47,597	338	115	188
中途解除	50,120	49,789	142	16	173
不明	9,017	8,903	89	16	9
契約（期間工等）	28,877				
	合計				
期間満了	23,960	23,666	29	21	244
解雇	4,017	3,547	107	182	181
不明	900	900	0	0	0
請負	12,988				
	合計				
期間満了	3,422	3,300	0	3	119
中途解除	6,756	5,857	30	0	869
不明	2,810	2,810	0	0	0
その他	8,566				
	合計				
期間満了	3,773	2,909	15	226	623
解雇	4,440	2,717	154	1,187	382
不明	353	309	0	30	14

資料出所：厚生労働省「非正規労働者の雇止め等の状況について（2月報告）」。全国の労働局及び公共職業安定所を通じ、事業所に対する聞き取りを実施したもの。

（* 全ての雇用調整事例を把握しているものではない。また、現時点で内容が確定している事例）

雇用の安定と生活支援対策

平成20年中に既に実施している施策

1 住宅・生活の支援～雇用促進住宅の入居あっせん、資金貸付を行います。

(1) 12月15日から、全国のハローワークに特別相談窓口を開設して、離職に伴い住まいにお困りの方の相談に応じています。社員寮付きの求人や住み込み可能求人の紹介も行っています。

○ 全国の雇用促進住宅への入居をあっせんしています。

○ 12月22日から、労働金庫で最大186万円(雇用保険受給者の場合最大60万円)の住宅確保・生活支援のための貸付を開始しています。

(入居初期費用50万円。家賃補助費月6万円、就職活動費月15万円等)

(2) 社宅・寮等に離職後も引き続き労働者を居住させる事業主に対して月額4～6万円助成します。助成期間は6か月までです。(12月9日分から適用)

2 雇用維持の支援～中小企業の場合、手当等の5分の4を助成します。

(1) 解雇せずに休業や教育訓練・出向などで雇用を維持した場合、支払われた賃金、手当の4/5(中小企業)又は2/3(大企業)を助成します。(雇用調整助成金制度の拡充)

(2) 雇用調整助成金制度の対象労働者を拡大し、雇用期間が6か月未満の労働者や新規学卒者も対象とします。(雇用保険の被保険者)

(3) 生産量や雇用量などの支給要件の緩和や申請事務の簡素化を行い、制度を利用しやすくします。

3 採用内定取消しへの対応～学生のための相談窓口を開設しています。

(1) 特別相談窓口を全国の学生職業センターに開設しています。(11月28日から)

(2) 内定取消しをしないよう企業指導を強化しています。(平成21年1月19日に企業名を公表できるようにしました。)

第二次補正予算成立により実施する施策

1 雇用創出～都道府県と協力して雇用を創出します。

都道府県に単年度で過去最大の4,000億円の基金を創設し、地域の求職者の雇用機会を創出する取組みを支援します。「ふるさと雇用再生特別交付金」(2,500億円)、「緊急雇用創出事業」(1,500億円)の速やかな実施)

2 再就職支援対策～雇入れ助成の拡充や離職者訓練を強化します。

(1) 中小企業に対する雇入れ助成を拡充します。具体的には、39歳までの年長フリーター等、内定を取り消された就職未決定者を正規雇用した場合や、受け入れている派遣労働者を直接雇用した場合に1人当たり100万円(大企業50万円)を支給します。

(2) 離職者訓練を強化します。(実施規模の拡充、訓練期間中の生活保障給付制度の拡大)

21年度から実施予定の施策

1 雇用保険のセーフティネット機能を強化します。

※改正法案を今国会に提出

(1) 非正規労働者の適用範囲を拡大します。(雇用見込み1年以上→6ヶ月以上)

(2) 再就職が困難な場合についての給付日数を特例的に60日分延長します。

(3) 21年度の雇用保険料を1.2%から0.8%まで引き下げます。

2 離職者訓練を大幅に拡充します。

実施規模を拡充し、介護分野等の長期訓練を創設します。

平成 20 年度経済対策等に係る雇用調整助成金制度の見直し

		平成20年度当初	1次補正 (12月1日から実施)	生活対策・生活防衛対策 (12月実施分)	生活対策・生活防衛対策 (2月6日実施)
生産量要件	大企業	最近6か月の生産量が 前年同期比 10%以上減	<ul style="list-style-type: none"> 最近3か月の生産量が 前年同期比減 前期決算等が赤字 (生産量が5%以上減の 場合は不要) 	最近3か月の生産量が 直前3か月又は前年同期比5%以上減	生産量要件につい ては「売上高又は生 産量」で把握
	中小企業				
雇用量要件	大企業	最近6か月の雇用量が 前年同期比不増	最近3か月の雇用量が 前年同期比不増	撤廃	
	中小企業				
助成率	大企業	1/2			2/3
	中小企業	2/3	4/5		
教育訓練費	大企業	1,200円	6,000円		
	中小企業				
支給限度日数		1年間 100日 3年間 150日	1年間 100日 3年間 150日(大企業) 200日(中小企業)		1年間 200日 3年間 300日
クーリング期間		あり			撤廃
休業規模	大企業	1/15以上			撤廃
	中小企業	1/20以上			
対象労働者		被保険者期間6か月以上		被保険者 : 期間を問わず全員 被保険者以外: 雇用期間6か月以上	
短時間休業		以下の休業が対象 ・事業所単位で1時間ごと ・労働者単位で1日ごと			以下の休業を追加 ・労働者単位で 1時間ごと

(注1) 平成20年12月1日以降の中小企業についての記載は、中小企業緊急雇用安定助成金の内容である。

(注2) クーリング期間・・・従来の雇用調整助成金は、制度利用後1年経過するまでの期間は再度制度利用することができない。

(注3) 休業規模・・・休業延日数が所定労働延日数の一定割合以上とならない場合は助成対象とならない。

解雇・雇止めにより住居を喪失した非正規労働者等に対する支援

対象者に対する相談支援

相談体制の整備(12/15～)

- 全国のハローワーク(190か所)において、住宅と安定就労確保のための相談支援
- 社員寮付きの求人や住み込み可能求人の情報提供、職業相談及び職業紹介

就職安定資金融資(12/15～)

- ハローワークを窓口として労働金庫が貸付

- ・入居初期費用(上限50万円)
 - ・家賃補助費(上限6万円×最長6ヶ月)
 - ・生活・就職活動費(上限100万円)
- 最大 186万円

※雇用保険受給者は入居初期費用(上限50万円)と生活・就職活動費(上限10万円)

※貸付後6か月後に就職した場合、一部返済免除

貸付決定件数=3,793件

雇用促進住宅への入居(12/15～)

- 雇用促進住宅の最大限活用、ハローワークを相談窓口とし、迅速な入居の促進

入居決定件数=4,524件

事業主に対する働きかけ

住宅の継続使用の要請(12/9～)

- 各労働局、ハローワークにおいて、社員寮への入居継続を可能とするよう事業主に対する要請
- 併せて、厚生労働大臣から経済団体等に対する要請

住宅の継続貸与事業主への助成 (第2次補正予算により措置)

- 雇止め・解雇を行った派遣労働者等に対して、離職後においても、引き続き住宅を無償で提供する事業主への助成

- ・対象労働者1人につき1か月あたり
上限4～6万円×最長6ヶ月

※12月9日以降住宅を提供した事業主に対して適用

雇用保険法等の一部を改正する法律案の概要

現下の厳しい雇用失業情勢を踏まえ、非正規労働者に対するセーフティネット機能及び離職者に対する再就職支援機能の強化を重点に、所要の法改正を行う

(◎は3年間の暫定措置)

1. 非正規労働者に対するセーフティネットの機能の強化

労働契約が更新されなかったため離職した有期契約労働者について、

- 受給資格要件を緩和：被保険者期間 12か月→6か月(解雇等の離職者と同様の扱い)
- ◎ 給付日数を解雇等による離職者並に充実
- 雇用保険の適用基準である「1年以上雇用見込み」を「6か月以上雇用見込み」に緩和し、適用範囲を拡大

2. 再就職が困難な場合の支援の強化

- ◎ 解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に再就職が困難な場合に、給付日数を60日分延長(例えば所定給付日数が90日の場合→150日)

3. 安定した再就職へのインセンティブ強化

- ◎ 早期に再就職した場合に支給される「再就職手当」の支給要件緩和・給付率の引上げ(給付率について、30%→40%又は50%)
- ◎ 就職困難者(障害者等)が安定した職業に就いた場合に支給される「常用就職支度手当」について対象範囲を拡大(年長フリーター層を追加)・給付率の引上げ(30%→40%)

4. 育児休業給付の見直し

- 平成22年3月末まで給付率を引き上げている暫定措置(40%→50%)を当分の間延長
- 休業中と復帰後に分けて支給している給付を統合し、全額を休業期間中に支給

5. 雇用保険料率の引下げ

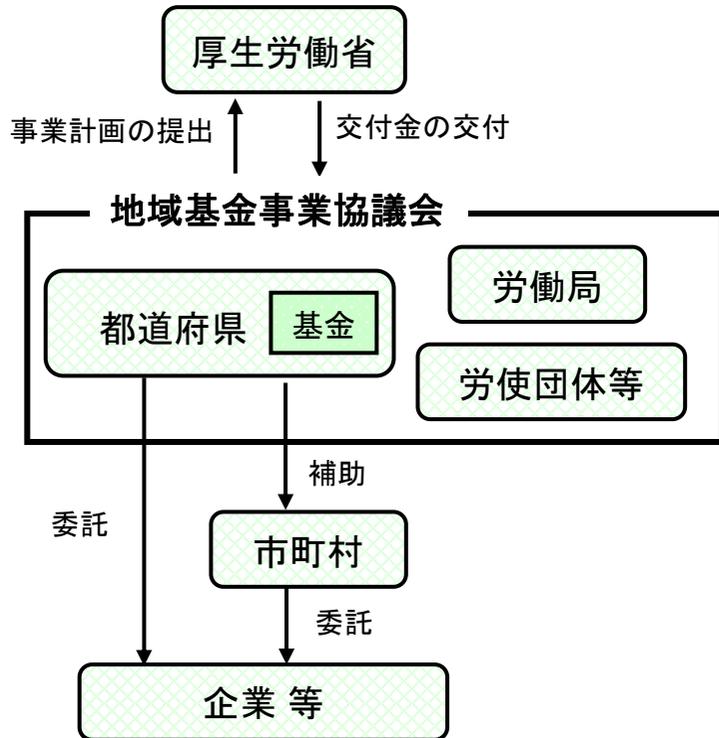
- 失業等給付に係る雇用保険料率(労使折半)を平成21年度に限り、0.4%引下げ(1.2%→0.8%)

施行期日：平成21年4月1日(育児休業給付の見直しについては平成22年4月1日)

ふるさと雇用再生特別交付金

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、雇用失業情勢が厳しい地域において、地域の実情や創意工夫に基づき、地域求職者等を雇い入れて行う雇用機会を創出する取組を支援するため、ふるさと雇用再生特別交付金を創設し、これを基に基金を造成し地域における事業の実施を支援する。

概念図



事業の内容

地域の当事者からなる協議会において、当該地域内でニーズがあり、かつ、今後の地域の発展に資すると見込まれる事業のうち、その後の事業継続が見込まれるものを選定する。当該事業を地域求職者等を雇い入れて実施する場合に、要した費用を支給する。(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業のイメージ)

- ・地域ブランド商品の開発・販路開拓事業
- ・旅行商品を開発する事業
- ・高齢者宅への配食サービス事業
- ・私立幼稚園での預かり保育等手厚い保育サービスを提供する事業
- ・食品リサイクル事業やたい肥の農業利用を促進する事業

(事業実施要件)

- ・事業の実施を民間企業等に委託すること(地方公共団体の直接実施は不可)。
- ・事業費に占める新規雇用失業者の人件費割合は委託費の1/2以上。
- ・労働者と原則1年の雇用契約を締結し、必要に応じて更新を可能とする。

(正規雇用化のための措置)

- ・本事業を実施するために雇い入れた労働者を、正社員として雇用する企業等に対して、交付金として一時金を支給する。

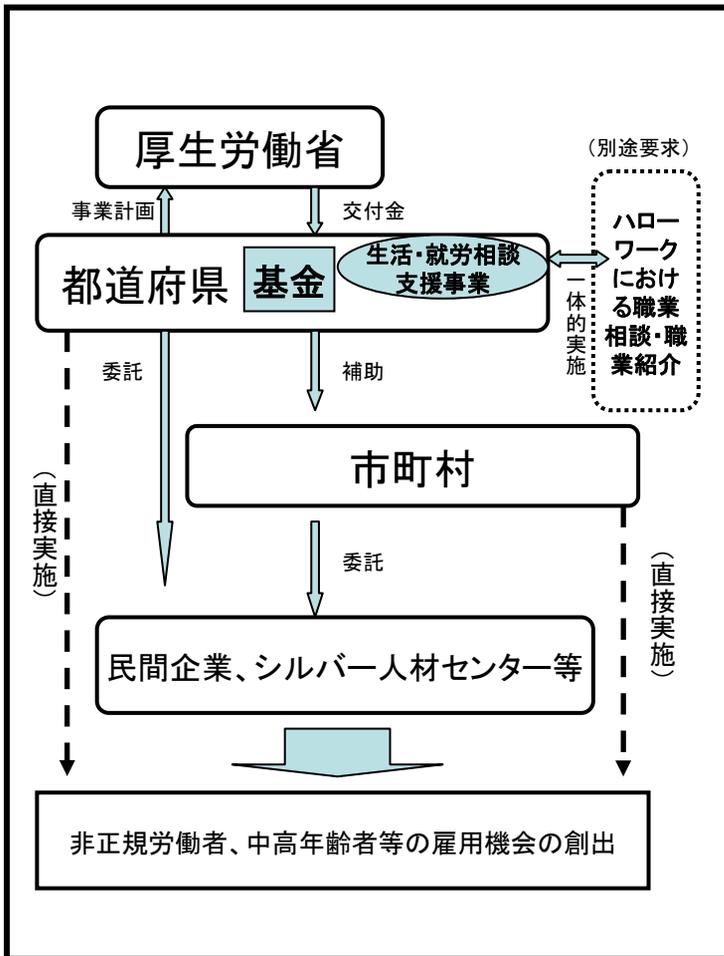
(事業の規模等)

- ・予算額 2,500億円(労働保険特別会計)
- ・雇用創出効果 3年間で最大10万人
- ・実施地域 全国

緊急雇用創出事業

雇用失業情勢が厳しい状況にある中で、非正規労働者、中高年齢者等に対する一層の雇用調整の進行が懸念されることから、都道府県に対する交付金を創設し、これに基づく基金を財源として、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託等して、非正規労働者、中高年齢者等の一時的な雇用・就業機会の創出及びこれらの者に対する生活・就労相談を総合的に支援する緊急雇用創出事業を実施する。

概念図



事業の内容

企業の雇用調整等により、解雇や継続雇用の中止による離職を余儀なくされた非正規労働者、中高年齢者等の生活の安定を図るため、地方公共団体が民間企業、シルバー人材センター等に事業を委託(直轄実施も可)し、非正規労働者、中高年齢者等のための次の雇用へのつなぎの雇用就業機会の創出を行う。

また、国と都道府県の連携事業として、生活・就労相談を実施する。
(基金は平成23年度末まで)

(具体的な事業イメージ)

- ・環境・地域振興 : 森林の境界保全などの森林整備を図る事業
- ・介護・福祉 : 高齢者等に対する介護補助を行う事業
- ・教育 : 補助教員による、IT、文化などの分野の教育の充実を図る事業
- ・防災・防火 : 雑居ビル等における防災・防火に関する調査、啓発を行う事業

(事業実施要件)

- ・民間企業、シルバー人材センター等に委託し、又は地方公共団体が直接実施すること。
- ・事業費に占める対象者の人件費割合が7割以上であること。
- ・雇用就業期間は6ヶ月未満であること。

(連携事業)

- ・ハローワークと連携し、生活・就労相談支援事業を一体的に実施する。

(事業の規模等)

- ・予算額 1,500億円(一般会計)
- ・雇用創出効果 15万人
- ・実施地域 全国

離職者訓練の拡充

離職を余儀なくされた派遣労働者等、失業者の増加に備え、離職者訓練の定員を大幅に拡充
(民間教育訓練機関等への委託訓練の拡充により、**緊急に3.5万人分を増**)

(平成21年度離職者訓練定員全体: 約19万人 (※ 対20年度当初比 約4万人増))

1. 安定雇用に向けた長期訓練の実施(17,500人)

求人ニーズがあり、今後雇用の受け皿として期待できる分野での安定雇用を実現するため、必要な知識・技能を身につけるための長期間の訓練を実施する

・介護分野 **9,760人**(6か月及び2年訓練) (※ 従来の3か月訓練ではホームヘルパー2級の資格取得止まり)

6か月訓練 ホームヘルパー1級養成コース**6,000人**

2年訓練 介護福祉士養成コース**3,760人**

・IT関連 **5,240人**(6か月訓練) (※ 従来の3か月訓練ではエクセル・ワードの基本的操作の習得止まり)

6か月訓練 Java等プログラミング系資格取得

・その他 **2,500人**(6か月訓練)

2. 3か月訓練定員の拡充(17,500人)

有効求職者の増加等により、職業訓練の需要が増大すると見込まれることから、既存の3か月訓練についても拡充を図る。

(例: ホームヘルパー2級養成コース)